

2021年7月1日  
東京ベイ信用金庫

## 「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

### 事前確認について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症および緊急事態宣言の発令による時短営業・外出自粛等の影響を受けられたお客様に心よりお見舞い申し上げます。

月次支援金の事前確認につきまして、当金庫は「登録確認機関」として登録しておりますが、制度上、当金庫にて対応できるお客様は「当金庫と事業性融資取引を有する事業者様」となっておりますので、予めご了承ください。

上記以外のお客様におかれましては、他の「登録確認機関」（会員となっている商工会や商工会議所、顧問税理士等）をご確認のうえ、そちらにご相談いただくか、月次支援金事務局のコールセンターにご相談いただきますようお願い申し上げます。

#### 【月次支援金事務局の相談窓口】

URL：<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

TEL：0120-211-240

TEL：03-6629-0479（IP電話等からのお問い合わせ先）※通信料がかかります

受付時間：8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

月次支援金は、2021年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売り上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方々を対象に給付されます。

なお、月次支援金の申請には「月次支援金事務局」に対するアカウント・申請登録後、「登録確認機関」において事前確認手続きが必要となります。